

都市計画法による三島市都市計画提案制度について

令和3年8月

三 島 市

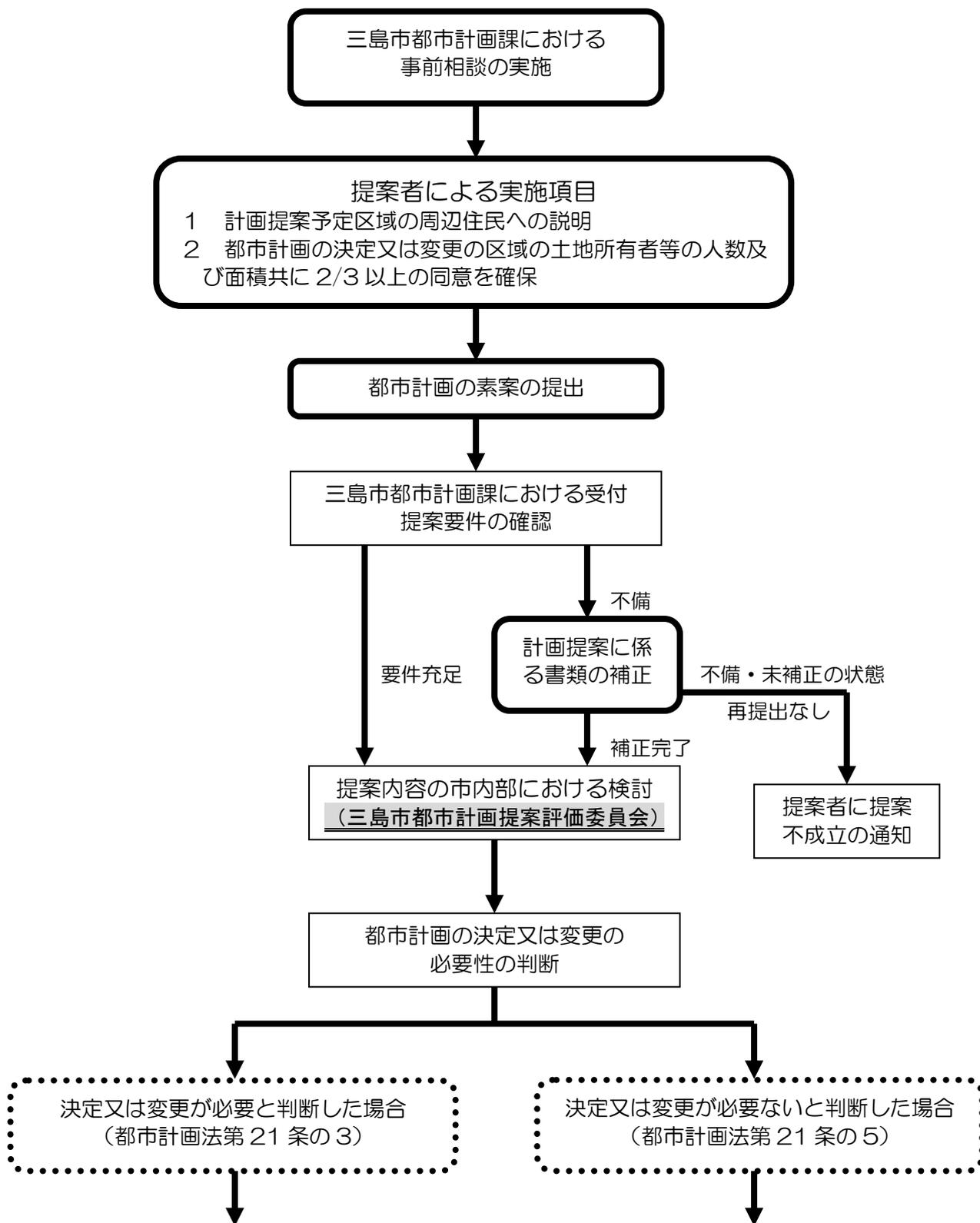
※改訂等履歴 平成 22 年 1 月 26 日制定
平成 24 年 6 月 14 日改訂
平成 30 年 2 月 9 日改訂
令和 3 年 8 月 23 日改訂

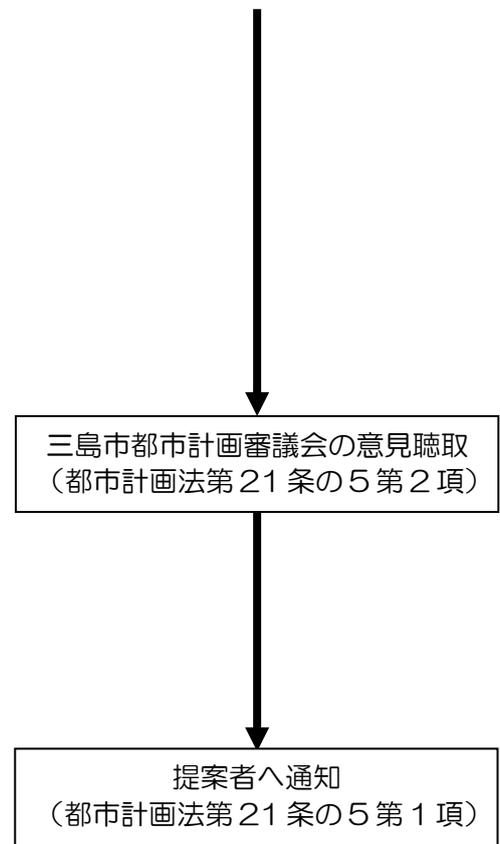
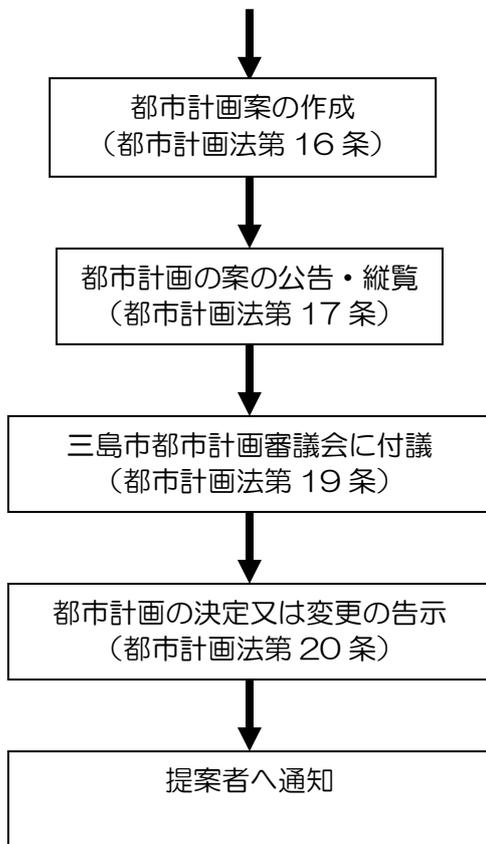
I 都市計画提案制度について

三島市における都市計画提案制度は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条の 2 の規定に基づき、地域のまちづくりに対する取組みなどを市の都市計画に反映させる制度です。

土地所有者、まちづくりNPO法人、まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体などが、土地所有者などの3分の2以上の同意を得ることその他の条件を満たすことにより、市に対し都市計画の決定又は変更について提案できる制度です。

II 提案制度の流れ





Ⅲ 提案要領

1 窓口

都市計画法による提案制度に関する窓口は、都市計画課です。

2 事前相談

三島市では、提案される方からの事前の御相談をお受けするとともに、計画提案に係る都市計画の基本的な考え方や、三島市における運用などを説明いたします。

3 提案の要件

(1) 提案を行う区域は、0.5ha以上の一団の土地であることが必要です。

ただし、「高度地区」、「高度利用地区」、「特定街区」、「景観地区」又は「地区計画」を計画提案しようとする場合に限っては、「都市計画法施行令第15条ただし書の規模を定める条例」により、当該一団の土地の面積規模を0.3ha以上に引き下げております。

(2) 三島市における計画提案の提案者となるには、以下のいずれかの者に該当することが必要です。

① 提案を行おうとする区域（以下「提案区域」とします。）の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除きます。以下「借地権」とします。）を有する者（以下「土地所有者等」とします。）

（この場合においては、一人で、又は数人共同で計画提案ができます。）

② まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（まちづくりNPO法人）

③ 一般社団法人又は一般財団法人その他の営利を目的としない法人

④ 独立行政法人都市再生機構

⑤ 地方住宅供給公社

⑥ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして次に掲げる要件のいずれにも該当する団体

（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」といいます。）第13条の3より）

ア 次のいずれかに該当する団体であること。

(ア) 過去10年間に都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」といいます。）第29条第1項の規定による許可を受けて開発行為（開発区域の面積が0.5ha以上のものに限る。）を行ったことがあること。

(イ) 過去10年間に法第29条第1項第4号から第9号までに掲げる開発行為（開発区域の面積が0.5ha以上のものに限る。）を行ったことがあること。

イ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

- (ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (ウ) 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。同法第31条第7項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 提案をするには、提案区域の土地所有者等と土地の面積を対象に、3分の2以上の同意を得ることが必要です。
- ① (2)の①の土地所有者等については、共有者もしくは共同借地権者で構成される土地の場合の人数は、合わせて1人とはせず、各々1人として算出します。
 - ② 土地の面積に関しては、提案区域内における同意された方々が所有する土地の地積と借地権の目的となっている土地の地積の合計が、提案区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上である必要があります。なお、共有者もしくは共同借地権者で構成される土地の場合の面積は、所有割合・借地割合に応じて按分して算出します。割合が不明である場合は等分とします。
- (4) 提案に係る都市計画の素案は、三島市総合計画、国土利用計画（三島市計画）、東駿河湾都市計画都市計画区域マスタープラン及び三島市都市計画マスタープランなどに即したものでなければなりません。

4 提出書類

次に掲げる書類を正副1部ずつ（計2部）提出して下さい。（副本のうち、計画提案書を除いた書類は写しで可とします。）

- (1) 計画提案書（様式第1号。基本的に様式に従って提出してください。以下に定める様式も同様です。）
- (2) 都市計画の素案
 - 計画説明書（様式第2号。以下の書類を添付して下さい）
 - ① 三島市全図（縮尺10,000分の1）による位置図
 - ② 三島市基本図（縮尺2,500分の1）による当該計画提案の区域その他必要な事項が具体的に記載された図面
 - ③ 計画提案の対象となる土地の公図の写し（交付後3月以内のもの）
 - ④ 計画提案に係る土地の不動産登記の登記事項証明書及び借地権を有する場合は、その建物の建物登記事項証明書（交付後3月以内のもの）
- (3) 提案する資格を有することを証明する書類
 - ① 土地所有者等の場合

- ア 登記事項証明書（交付後3月以内のもの）
- イ 公図等
- ② まちづくりNPO法人等
 - ア 登記事項証明書（交付後3月以内のもの）
 - イ 定款又は寄附行為（写し）
- ③ まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体の場合
 - ア 登記事項証明書（交付後3月以内のもの）
 - イ 定款（写し）
 - ウ 省令第13条の3第1号イ又はロに定める事実を証する書類（例 開発許可証及び検査済証の写し）
 - エ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、省令第13条の3第2号イからハまでのいずれにも該当する者がいないことを誓約する書類（様式第3号）
- (4) 土地所有者等の同意を得たことを証明する書類
 - ① 提案の対象となる区域の土地所有者等一覧（様式第4号）
 - ② 同意書（様式第5号又は様式第6号）
 - ③ 同意した土地所有者等の地番を明らかにした図面
- (5) 提案の対象区域内及び区域周辺のまちづくりや環境へ配慮した事項についての報告書（様式第7号）

提案の対象区域内及び区域周辺において、地域のまちづくりや環境（居住、交通、自然等）への配慮をお願いするものです。
- (6) その他市が必要と認める書類

上記(1)から(5)に掲げた書類のほか、必要に応じ、次の書類の提出をお願いします。

 - ① 計画提案に係る土地の区域における事業の実施について（様式第8号）

省令第13条の4第2項の規定により、事業を行うため、当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときに、提案書及び図書と併せて市に提出することができる書面です。この中で事業の実施のため、都市計画の決定又は変更の期限を希望することができますが、省令第13条の4第3項の規定に基づき、都市計画の決定又は変更に要する期間（計画提案を妥当と判断し、都市計画の決定又は変更をする場合は、都市計画審議会に付議するなどの手続について、当該計画提案の種類に応じ、相当の期間が必要になります。）を考慮していただくをお願いします。
 - ② 計画提案の対象区域内の土地所有者等の同意形成に関する経過報告書（様式第9号）
 - ③ 計画提案の対象区域周辺の住民等に対する説明の経過報告書（様式第10号）
 - ④ その他市が必要と認める書類

5 受付

- (1) 計画提案は窓口である都市計画課に提出してください。
- (2) 受付時に資格及び要件を確認いたします。
 - ① 書類を受け付けた後、提案の資格及び要件を満たしていないことが判明した場合は、三島市からその旨を連絡いたしますが、原則として1ヶ月以内に補正を行ってください。
 - ② 補正を行わない場合は、提案者には手続きが進められない旨の通知をします。
- (3) 提案を三島市に提出した後に、都市計画の素案の内容について修正する場合には、理由を記載して取下届（様式第11号）を提出して提案を取下げた後、再度提出することが必要です。また、提案を三島市に提出した後に、修正ではなく提案を取り下げしてしまう場合についても、同様に理由を記載して取下届を提出することとなります。

6 三島市の判断等

- (1) 提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断（以下「判断」とします。）は、3の(4)に掲げる基準、各種法令、三島市のまちづくりに関する各種方針・計画・指針などを基に行うほか、提案区域内及び周辺区域の住民合意状況や周辺環境に与える影響、また、事業を行う場合には、事業の必要性和実効性などについても総合的に勘案して行います。

7 三島市都市計画審議会への付議等

三島市都市計画審議会への付議等については次のとおりです。

- ① 都市計画の決定又は変更を行おうとする場合
都市計画の案とともに、提案された方から提出された都市計画の素案を提示した上で付議を行います。
- ② 都市計画の決定又は変更を行わない場合
提案された方から提出された都市計画の素案と三島市の判断理由を提示して、三島市都市計画審議会の意見を聴取します。

8 判断などの通知及び公表

一連の手続きが終わりましたら、提案された方に判断などについて文書で通知します。通知内容は次のとおりです。

- ① 決定又は変更を行った場合
判断及びその理由並びに計画書及び計画図（概要）
- ② 決定又は変更を行わなかった場合
判断及びその理由

なお、通知は、決定・変更を行った場合は告示後に、決定・変更を行わなかった場合は三島市都市計画審議会の開催後になります。

Ⅳ 三島市に対し計画提案ができる都市計画について

次の表のとおりです。なお、各都市計画の種類における「計画提案の際基準となる法令」には、すべて都市計画法第 13 条の規定が基準として含まれます。

都市計画の種類		計画提案の際基準となる法令 (すべて都市計画法第 13 条の規定が基準として含まれる。)	条例(※)の適用
地域地区	用途地域すべて	都市計画法施行令第 8 条第 2 項 都市計画法施行規則第 8 条の 2	なし
	特別用途地区		なし
	特例容積率適用地区		なし
	高層住居誘導地区		なし
	高度地区又は高度利用地区		0.3ha 以上
	特定街区		0.3ha 以上
	防火地域又は準防火地域		なし
	特定防災街区整備地区	密集市街地における防災街区の整備に関する法律第 31 条	なし
	景観地区	景観法第 61 条	0.3ha 以上
	風致地区		なし
	駐車場整備地区	駐車場法第 3 条	なし
	緑地保全地域	都市緑地法第 5 条	なし
	特別緑地保全地区	都市緑地法第 12 条	なし
	緑化地域	都市緑地法第 34 条	なし
	生産緑地地区	生産緑地法第 3 条	なし
	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第 143 条	なし
促進区域	市街地再開発促進区域	都市再開発法第 3 条、第 3 条の 2 及び第 7 条	なし
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第 19 条	なし
	遊休土地転換利用促進地区	都市計画法第 10 条の 3	なし
	被災市街地復興推進地域	都市計画法第 10 条の 4 被災市街地復興特別措置法第 5 条	なし
地区計画等	地区計画	都市計画法第 12 条の 5 都市計画法施行令第 7 条の 7	0.3ha 以上
	防災街区整備地区計画	密集市街地における防災街区の整備に関する法律第 32 条	なし
	沿道地区計画	幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条	なし
	集落地区計画	集落地域整備法第 5 条	なし

都市計画の種類		計画提案の際基準となる法令 (すべて都市計画法第 13 条の規定が基準として含まれる。)	条例(※)の適用
市街地開発事業 (国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるものを除く。)	土地区画整理事業	土地区画整理法	なし
	市街地再開発事業	都市再開発法第 3 条及び第 4 条	なし
	防災街区整備事業	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 120 条	なし
市街地開発事業 予定区域	区域の面積が面積 20ha 以上の一団地の住宅施設予定区域		なし
都市施設	道路(高速自動車道路、その他の自動車専用道路、一般国道及び県道を除く。)		なし
	駐車場		
	専用の自動車ターミナル		
	拠点空港、地方管理空港及び共用空港を除くその他の空港		
	公園・緑地・広場(国又は都道府県が設置するものを除く。)		
	墓園(国又は都道府県が設置するものを除く。)		
	その他の公共空地		
	水道用水供給事業以外の水道		
	電気ガス供給施設		
	公共下水道(排水区域が三島市の区域内に限る。)		
	公共下水道及び流域下水道以外の下水道		
	産業廃棄物処理施設以外の汚物・ごみ処理施設		
	地域冷暖房施設		
	準用河川		
	学校(大学及び高等専門学校を含む。)		
	市場・と畜場、火葬場		
	一団地の住宅施設		
	電気通信事業の用に供する施設		
防風、防火、防水、防雪又は防砂の施設			

※ 「都市計画法施行令第 15 条ただし書の規模を定める条例（平成 21 年三島市条例第 33 号）」の規定による。

V 参考法令等

1 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

（都市計画の決定等の提案）

第二十一条の二 都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人共同して、都道府県又は市町村に対し、都市計画（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに都市再開発方針等に関するものを除く。次項において同じ。）の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体は、前項に規定する土地の区域について、都道府県又は市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前二項の規定による提案（以下「計画提案」という。）は、次に掲げるところに従つて、国土交通省令で定めるところにより行うものとする。

一 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容が、第十三条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の区域内の土地所有者等の三分の二以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となつている土地の総地積との合計の三分の二以上となる場合に限り。）を得ていること。

（計画提案に対する都道府県又は市町村の判断等）

第二十一条の三 都道府県又は市町村は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、計画提案を踏まえた都市計画（計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、そ

の案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第二十一条の四 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画(当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。)の決定又は変更をしようとする場合において、第十八条第一項又は第十九条第一項(これらの規定を第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会に付議しようとするときは、当該都市計画の案に併せて、当該計画提案に係る都市計画の素案を提出しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置)

第二十一条の五 都道府県又は市町村は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者に通知しなければならない。

2 都道府県又は市町村は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

2 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)

(法第二十一条の二第一項の政令で定める規模)

第十五条 法第二十一条の二第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、当該都市計画区域又は準都市計画区域において一体として行われる整備、開発又は保全に関する事業等の現況及び将来の見通し等を勘案して、特に必要があると認められるときは、都道府県又は市町村は、条例で、区域又は計画提案に係る都市計画の種類を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、それぞれ当該都道府県又は市町村に対する計画提案に係る規模を別に定めることができる。

3 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)

(まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体)

第十三条の三 法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

一 次のいずれかに該当する団体であること。

イ 過去十年間に法第二十九条第一項の規定による許可を受けて開発行為(開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。)を行つたことがあること。

ロ 過去十年間に法第二十九条第一項第四号 から第九号 までに掲げる開発行為(開発区域の面積が〇・五ヘクタール以上のものに限る。)を行つたことがあること。

二 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。同法第三十一条第七項の規定を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
（都市計画の決定等の提案）

第十三条の四 法第二十一条の二第三項の規定により計画提案を行おうとする者（次項において「計画提案者」という。）は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを都道府県又は市町村に提出しなければならない。

一 都市計画の素案

二 法第二十一条の二第三項第二号の同意を得たことを証する書類

三 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

2 計画提案者は、事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とするときは、次に掲げる次項を記載した書面を、前項の提案書及び図書と併せて都道府県又は市町村に提出することができる。

一 当該事業の着手の予定時期

二 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

三 前号の期限を希望する理由

3 前項第二号の期限は、計画提案に係る都市計画の素案の内容に応じて、当該都市計画の決定又は変更に要する期間を勘案して、相当なものでなければならない。

4 都市計画法施行令第 15 条ただし書の規模を定める条例
(平成 21 年三島市条例第 33 号)

都市計画法施行令第 15 条ただし書の規模を定める条例

都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 15 条ただし書の規定に基づき、次のとおり規模を定める。

計画提案に係る都市計画の種類	面積
高度地区、高度利用地区、特定街区若しくは景観地区 又は地区計画	0.3 ヘクタール

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(公布の日=平成 21 年 12 月 10 日)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(公布の日=平成 24 年 6 月 14 日)

様式第 1 号（第 7 条関係）

計画提案書

年 月 日

三島市長 あて

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

電話

都市計画法第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき、都市計画の決定又は変更について提案します。

なお、提出書類について事実と相違ないことを申し添えます。

様式第2号（第7条関係）

計画説明書

計画内容	都市計画の種類								
	位置								
	区域		別添区域図のとおり						
	面積								
	提案理由								
提案内容	都市計画の種類								
	都市計画の内容								
参考事項	現行の都市計画								
	都市計画以外の規制								
	同意状況	土地所有者等の数	数量		数量		数量		
			所有権	総数	人	同意者数	人	同意率	%
			借地権		人		人		%
			その他		人		人		%
		合計		人		人		%	
		面積	所有権	総面積	m ²	同意面積	m ²	同意率	%
			借地権		m ²		m ²		%
			その他		m ²		m ²		%
合計			m ²		m ²		%		
備考									

様式第3号（第7条関係）

誓約書

年 月 日

三島市長 あて

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$

氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

電話

当団体の役員は、都市計画法施行規則第13条の3第2号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第4号（第7条関係）

土地所有者等の一覧

	氏名	権利の種別	土地又は建物の所在地	面積	同意状況
1				m ²	
2				m ²	
3				m ²	
4				m ²	
5				m ²	
6				m ²	
7				m ²	
8				m ²	
9				m ²	
10				m ²	
11				m ²	
12				m ²	
13				m ²	
14				m ²	
15				m ²	
16				m ²	
17				m ²	
18				m ²	
19				m ²	
20				m ²	
21				m ²	
22				m ²	
23				m ²	
24				m ²	
25				m ²	
26				m ²	
27				m ²	
28				m ²	
29				m ²	
30				m ²	
計				m ²	/

（注）「権利の種別」欄は、所有権、借地権、法人又は団体の別を記入してください。

様式第5号（第7条関係）

同意書

年 月 日

（提案者氏名）様

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案に関し、別添の都市計画の素案に同意します。

所在地	
権利の種類別	所有権 ・ 借地権 ・ 法人 ・ 団体
面積	m ²
備考	

様式第6号（第7条関係）

同意書

（提案者氏名）様

都市計画法第21条の2の規定に基づく都市計画の決定又は変更の提案に関し、別添の都市計画の素案に同意します。

	所在地	権利の種別	面積	住所	氏名
1			m ²		
2			m ²		
3			m ²		
4			m ²		
5			m ²		
6			m ²		
7			m ²		
8			m ²		
9			m ²		
10			m ²		
11			m ²		
12			m ²		
13			m ²		
14			m ²		
15			m ²		
16			m ²		
17			m ²		
18			m ²		
19			m ²		
20			m ²		

（注）「権利の種別」欄は、所有権、借地権、法人又は団体の別を記入してください。

様式第7号（第7条関係）

提案の対象区域内及び区域周辺のまちづくりや環境へ配慮した事項についての報告書

年 月 日

三島市長 あて

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

	配慮した事項
まちづくり	
環境（居住、交通、自然等）	

様式第8号（第7条関係）

計画提案に係る土地の区域における事業の実施について

年 月 日

三島市長 あて

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right)$
氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

計画提案に係る都市計画の土地の区域において事業を行うので、都市計画法施行規則第13条の4第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 計画提案に係る都市計画の土地の区域において行う事業の事業名

- 2 当該事業の着手の予定時期

- 3 計画提案に係る都市計画の決定又は変更を希望する期限

- 4 前号の期限を希望する理由

様式第9号（第7条関係）

提案の対象区域内の土地所有者等の同意形成に関する経過報告書

年 月 日

三島市長 あて

住所 { 法人等にあつてはその主たる事務所の所在地 }
 氏名 { 法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名 }

説 明 年 月 日	
説 明 者	
出 席 者	
説 明 方 法	
回 数	
説 明 内 容	
説明時において出された 質問・意見	

（注）説明に使用した資料を添付してください。

様式第 10 号（第 7 条関係）

提案の対象区域周辺の住民等に対する説明の経過報告書

年 月 日

三島市長 あて

住所 { 法人等にあつてはその
主たる事務所の所在地 }

氏名 { 法人等にあつてはその
名称及び代表者の氏名 }

説 明 年 月 日	
説 明 者	
出 席 者	
説 明 方 法	
回 数	
説 明 内 容	
説明時において出された 質問・意見	

（注）説明に使用した資料を添付してください。

様式第 11 号（第 9 条関係）

取 下 届

年 月 日

三島市長 あて

住所 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$
氏名 $\left[\begin{array}{l} \text{法人等にあつてはその} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right]$

平成 年 月 日付けに提出した都市計画の提案については、次の理由により取り下げます。

（理由）